

⑥支払の請求 **燃料**
(10/6まで 業者⇒市長)

請求書(選挙運動用自動車の使用) **燃料代**

北茨城市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記のとおり請求します。

請求日は、10月6日まで

令和8年10月6日

(宛先) 北茨城市長

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

(株)華川石油
北茨城市華川町中妻□□番地
代表 華川 四郎



法人名のほかに、会社印、
代表者氏名、代表者印が必要です



- 1 請求金額 28,800円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和8年9月27日執行北茨城市長選挙
- 4 候補者の氏名 北茨城 太郎
- 5 支払先

金融機関名	北茨城銀行	本・支店名	華川支店
預金種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カワ カワセキユ タクヤウ カワ シロウ		
口座名義	(株)華川石油 代表 華川 四郎		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票 (燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則 (昭和45年運輸省令第7号) 第4号の4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載されている)を添付してください。

- 2 候補者から受領した次の書類を添付してください。
 - 『選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)』
 - 『自動車燃料代確認書』
 - 『給油伝票の写し』
- 3 燃料代

請求内訳書

(一般旅客自動車運送事業者以外)の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和8年9月20日	普通乗用自動車 水戸500い8888	6,400円			
9月22日	普通乗用自動車 水戸500い8888	8,000円			
9月24日	普通乗用自動車 水戸500い8888	6,400円			
9月26日	普通乗用自動車 水戸500い8888	8,000円			
		円			
		円			
		円			
計		28,800円	28,800円	28,800円	

備考

- 1 (ア)欄には、()円/1×() ()円の額、(イ)欄の「基準限度額」計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、

販売した金額

を確認書に記載された金額とどちらか少ない方の金額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号」欄は、届出書に記載された選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号」欄及び「販売金額(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。